滝上町法定外予防接種に係る負担軽減事業実施要綱（平成22年告示第36号）新旧対照表

<table>
<tr><th>現行</th><th>改正後（案）</th></tr>
<tr><td>
（助成）
第２条　町は、次の各号に掲げる疾病について、やむを得ない事情により予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第１条の３第１項の表に定める月齢時又は年齢時において予防接種を受けることができなかった者（以下「やむを得ない事情による者」という。）が予防接種を受けたときは、被接種者等が負担することとなる当該予防接種に係る費用の全額を助成するものとする。
２　町は、次の表の左欄に掲げる疾病について、同表の中欄に掲げる者が予防接種を受けたときは、被接種者等が負担することとなる当該予防接種に係る費用のうち右欄に掲げる額（生活保護世帯に属する者にあっては、当該費用の全額。）を助成するものとする。
<table>
<tr><th>疾病</th><th>予防接種の対象者</th><th>助成の内容</th></tr>
<tr><td>インフルエンザ</td><td>生後6月から中学生までにある者</td><td>1回につき、当該予防接種に係る費用から1,000円を控除した額</td></tr>
</table>
３～６　（略）
</td><td>
（助成）
第２条　町は、次の各号に掲げる疾病について、やむを得ない事情により予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第３条第１項の表に定める月齢時又は年齢時において予防接種を受けることができなかった者（以下「やむを得ない事情による者」という。）が予防接種を受けたときは、被接種者等が負担することとなる当該予防接種に係る費用の全額を助成するものとする。
２　町は、次の表の左欄に掲げる疾病について、同表の中欄に掲げる者が予防接種を受けたときは、被接種者等が負担することとなる当該予防接種に係る費用のうち右欄に掲げる額（生活保護世帯に属する者にあっては、当該費用の全額。）を助成するものとする。
<table>
<tr><th>疾病</th><th>予防接種の対象者</th><th>助成の内容</th></tr>
<tr><td>インフルエンザ</td><td>生後6月から中学生までにある者</td><td>1回につき、当該予防接種に係る費用から1,000円を控除した額</td></tr>
<tr><td>新型コロナウイルス感染症</td><td>生後6月から中学生までにある者</td><td>1回につき、当該予防接種に係る費用から2,000円を控除した額</td></tr>
</table>
３～６　（略）
</td></tr>
</table>